

防府市上下水道局の施設における通勤用自動車の駐車に関する要
綱

平成19年7月31日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が管理する施設に勤務する職員等が通勤用自動車を当該施設（以下、「施設」という。）に駐車することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 管理者が管理する施設（浄化センターを除く。）のうち、当該施設に勤務する職員等の通勤用自動車を駐車させることが可能な施設をいう。
- (2) 通勤用自動車 職員等が通常の勤務日に通勤するために使用する自動車で道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のものをいう。

(利用申込)

第2条 次に掲げる職員（以下、「職員等」という。）が、施設において業務に従事するため当該施設に通勤用自動車を駐車しようとするときは、管理者にその申し込みをするものとする。

- (1) 企業職員 地方公営企業法第15条第1項に規定する職員をいう。
- (2) 会計年度任用職員 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員をいう。
- (3) 臨時的業務職員 地方公務員法第22条の3第1項に規定する職員をいう。
- (4) 再任用職員 地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の5第1項に規定する職員をいう。
- (5) センター職員 一般財団法人防府水道センターに勤務する職員をいう。
- (6) その他の者 前各号の職員以外の者で、管理者が施設に通勤用自動車を駐車することを認めた者をいう。

2 企業職員、再任用職員及びセンター職員が利用申込みをする場合は、勤務する施設ごとに通勤用自動車駐車申込書（第1号様式）を、毎年度、管理者に提出するものとする。

3 会計年度任用職員、臨時的業務職員及びその他の者が利用申込みをする場合は、利用開始日までに通勤用自動車駐車申込書（第1号様式）を管理者に提出するものとする。

（利用承認）

第4条 管理者は、利用申込みを受けたときは、その内容を審査し、駐車することが適当と認めるときは、駐車場利用承認証（第2号様式）を職員等に交付するものとする。

2 利用期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。

（年度途中の申込）

第5条 年度の途中に、当該施設に通勤用自動車の駐車の利用申込みをしようとする職員等は、原則として利用しようとする日の20日前までに、通勤用自動車駐車申込書（第1号様式）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項に規定する年度途中の利用申込みがあった場合に適当と認めるときは、利用を承認するものとする。

（利用の中止）

第6条 年度途中に利用を中止しようとする職員等は、利用を中止する月の前月の20日までに、通勤用自動車駐車（変更・中止）申出書（第3号様式）を管理者に提出するものとする。

2 前項において、利用を中止した日から10日以内に駐車場利用承認証を管理者に返還しなければならない。

（申込事項の変更）

第7条 年度途中に通勤用自動車の変更等があった場合は、速やかに通勤用自動車駐車（変更・中止）申出書（第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

（利用料金）

第8条 利用料金は、別表第1に定める基準額に、別表第2に定める負担割合を乗じて得た金額とする。

2 利用期間が1月に満たない端数日数があるときの利用料金は、別に定める計算の方法によって算定する。

(利用料金の納付)

第9条 利用料金の納付については、給与等からの控除が可能な職員等にあつては、毎月、当該給与等からの控除により納付するものとする。

2 前項に定める給与等からの控除によることができない職員等にあつては、毎月末までに、その月分を納付しなければならない。

3 利用期間が月途中で満了する場合又は月途中で利用の中止を申し出た場合は、その都度、清算するものとする。

(駐車条件)

第10条 駐車場利用承認証の交付を受けた職員等は、通勤用自動車を施設に駐車するときは、駐車場利用承認証を通勤用自動車内の外部から確認しやすい場所に置かなければならない。

2 駐車場利用承認証の交付を受けた職員等は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 施設を利用する一般の市民等の駐車に支障が生じないように駐車すること。

(2) 施設内を走行するときは、歩行者等に十分注意し、徐行すること。

(利用承認の取消)

第11条 管理者は、駐車場利用承認証の交付を受け、施設への通勤用自動車の駐車を認められた職員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消すことができる。

(1) 前条第2項に掲げる条件に違反したとき。

(2) 利用料金を1か月以上滞納したとき。

2 庁舎等管理責任者は、利用承認を取り消したときは、通勤用自動車駐車承認取消通知書(第4号様式)により当該職員に通知するものとする。

(損害賠償等)

第12条 通勤用自動車を施設に駐車する際に、当該施設の建築物、工作物、附属設備及びその他の公有財産をき損し、又は滅失させた職員等は、その損害を賠償しなければならない。

2 施設内において生じた通勤用自動車の事故及び損害については、管理者は賠償の責めを負わない。

(施設の管理)

第13条 管理者は、職員等が通勤用自動車を駐車する区域の整備に努めるものとする。

(適用除外)

第14条 緊急呼び出しの場合、勤務時間外に登庁する場合その他管理者が特に認める場合にあっては、この要綱の規定は適用しない。

(庶務)

第15条 通勤用自動車の施設への駐車に関する事務は、当該施設を管理する課等が行う。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

施 設	基準額
上下水道局庁舎	1, 0 0 0 円

別表第2

区 分		負担割合
1	企業職員	基準額の 4 / 4
2	会計年度任用職員	企業職員 1 か月の所定労働時間の 50%未満 無料 50%以上 70%未満 基準額の 2/4 70%以上 100%未満 基準額の 3/4 100% 基準額の 4/4
3	臨時的業務職員	
4	再任用職員	
5	センター職員	
6	その他の者	

第1号様式

年 月 日

宛先) 庁舎等管理責任者

申 込 者	
所 属	
氏 名	

通勤用自動車駐車申込書

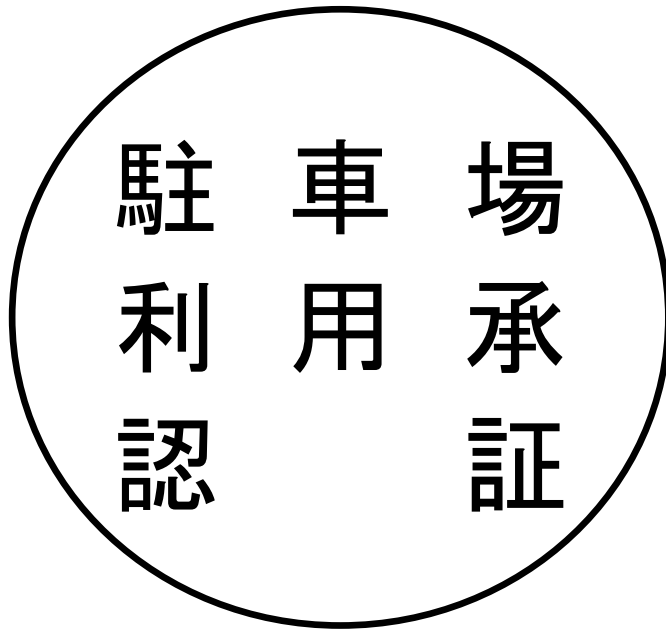
下記のとおり、上下水道局庁舎に通勤用自動車を駐車したいので、防府市上下水道局の施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱第3条の規定により申し込みます。

なお、利用料金の納付については、毎月、給与からの控除により納付します。

記

通勤用自動車	車名等	(メーカー)		(車名)	
	登録番号				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで				

〇〇年度



第3号様式

年 月 日

宛先) 庁舎等管理責任者

申 出 者	
所 属	
氏 名	

通勤用自動車駐車（変更・中止）申出書

下記のとおり、通勤用自動車の上下水道局庁舎への駐車（変更・中止）を申し出ます。

記

1 変更・中止の理由

--

2 変更・中止の期日

--

3 変更内容

変更前	車名等及び 登録番号	車名等				
		登録番号				
	その他					
変更後	車名等及び 登録番号	車名等				
		登録番号				
	その他					

第4号様式

年 月 日

様

庁舎等管理責任者

通勤用自動車駐車承認取消通知書

下記のとおり、通勤用自動車の施設駐車利用の承認を取り消します。

記

1 利用承認取消日

年 月 日

2 利用承認を取り消した自動車

車名等及び 登録番号	車名等				
	登録番号				

3 取消理由

防府市上下水道局の施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱第 条
第 項第 号に該当するため

内容

「防府市上下水道局の施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱」第8条
第2項の利用料金について

(職員駐車料金日割り計算方法)

1. 利用期間が1月に満たない端数日数があるときの利用料金

利用期間が1月に満たない端数日数があるときの利用料金は、下記の計算方法により算出し、端数処理をした金額をその月の利用料金とする。

2. 計算方法

給料の日割り計算方法と同様とする。

$$\frac{\text{当該月の利用日数}}{\text{当該月の総日数} - \text{週休日}} \times 1,000 \text{円}$$

【利用日数】

当該月の利用開始日から利用中止までの日数とする。ただし、週休日及び祝祭日を除き、年休日は含むこととする。

3. 端数処理

10円未満切捨とする。

4. 適用条件

平成23年4月分から適用とする。ただし、「防府市上下水道局の施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱」第5条及び第6条による所定の手続きを行った場合に限る。